

# 串本町スポーツ合宿補助について

**補助対象期間：令和2年8月1日～令和3年3月31日**

※ただし上記期間のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大が認められる期間については、補助対象とすることはできませんので、ご留意下さい。

## ① 宿泊費補助

【内 容】 **宿泊延べ人数×2,000円(1団体50万円上限)**

※ただし宿泊延べ人数に2,000円を乗じて得た額が、宿泊費合計額の4分の1を超える場合は、宿泊費合計額の4分の1と500,000円を比較して、いずれか低い額が補助金額となります。

【交付対象者】 町内のスポーツ施設を利用し、かつ、町内の施設に宿泊してスポーツ合宿を行う県外の団体又は企画を行う旅行者。

【主な交付要件】 ・ 宿泊者が10人以上の県外の団体  
・ 1回の合宿につき、宿泊延べ人数が30人泊以上であること。

## ② 施設環境整備補助

【内 容】 トレーニング器機や練習用具等の運搬費用及び借り上げ費用について、20万円を限度に補助。

※ただし運搬の場合において、自チームで運搬した場合は対象となりません。

【交付対象者】 町内のスポーツ施設を利用し、かつ、町内の施設に宿泊してスポーツ合宿を行う県外の団体又は企画を行う旅行者。

【主な交付要件】 ・ 宿泊者が20人以上の県外の団体  
・ 1回の合宿につき、宿泊延べ人数が500人泊以上であること。  
・ ただし国内トップチーム又は企業チーム等の団体で、合宿誘致に特別の効果があると別に認めた場合は、上記の限りでない。

上記補助制度は、他の補助制度との併用も可能ですが、予算枠を超過した場合、終了する場合がございます。お問い合わせは下記までお願いします。

【お問い合わせ先】 串本町教育課 社会教育グループ

〒649-3503 和歌山県東牟婁郡串本町串本 2427 番地 串本町文化センター内

TEL:0735-62-0006 FAX:0735-62-6023